

平成20年度電波の利用状況調査の評価結果の概要(信越管内)

～ 調査対象770MHz以下の周波数を使用する無線局 ～

- 1 調査対象 平成20年3月5日現在において、770MHz以下の周波数を利用する無線局
- 2 対象無線局数 無線局数 16.5万局 (全国:約336.8万局)
- 3 調査区分 以下の5区分により調査を実施

26.175MHz以下

船舶及び航空機の安全な航行に不可欠な無線通信システムによる使用が主体となっている帯域

26.175MHz超 50MHz以下

小型船舶による船舶通信等の近距離通信システムによる使用が主体となっている帯域

50MHz超 222MHz以下

見通し外通信にも使用できる超短波(VHF)帯の伝搬特性を利用した、比較的遠距離の移動通信システム及び放送による使用が主体となっている帯域

222MHz超 335.4MHz以下

船舶及び航空機の安全な航行に不可欠な無線通信システム、防災用デジタル無線システム及び電気通信業務用ページャーシステムによる使用に限定された帯域

335.4MHz超770MHz以下

この周波数帯は、極超短波(UHF)帯の伝搬特性を利用した、移動通信システム及び放送による使用が主体となっている帯域

4 評価結果の概要

無線設備のデジタル・狭帯域化

- 現行でアナログ方式を採用している無線システムは、さらに、周波数の有効利用が可能なデジタル方式への移行を促進することが適当。
- デジタル方式への移行を促進するため、安価な無線設備の開発等を行うことが望ましい。

【平成20年度の調査結果】

【 評価結果 】

150MHz帯簡易無線

- ・ デジタル・狭帯域化は行われていない。



- 山間部における需要を踏まえ、デジタル・狭帯域化し、アナログ方式を廃止していくことが望ましい。

400MHz帯タクシー用無線

- ・ アナログ方式からデジタル方式に移行するための制度整備を平成15年10月に実施。併せて既存のアナログ方式の使用期限を平成28年5月31日に設定。



- アナログ方式の使用期限に向け、円滑なシステム移行を促進。

400MHz帯電気事業用無線

- ・ アナログ方式からデジタル方式に移行するための制度整備を平成15年6月に実施。併せて既存のアナログ方式の使用期限を平成23年5月31日に設定。



- アナログ方式の使用期限に向け、円滑なシステム移行を促進。

周波数再編・移行

- 地上TVのデジタル化を推進し、デジタル中継局のリパック^(注)を着実に実施するとともに、地上アナログTV廃止後の空き周波数を利用する新システムを導入するため、技術基準等の制度整備を推進。
- 自営無線、特に防災無線については、多くの免許人が経済上又は財政上等の理由により、無線システムの更新時期を明確化できないといった事情を十分に考慮しつつ、周波数再編の方向性を検討。

注：平成23年7月のアナログテレビ放送終了後、テレビジョン放送用として使用できなくなる「53ch～62ch」を使用しているデジタル放送用中継局のチャンネルを「52ch以下」に変更する作業

【平成20年度の調査結果】

【 評価結果 】

150MHz帯及び400MHz帯防災無線

- ・ できる限り早期に260MHz帯へ移行するための制度整備を平成16年9月に実施。



- 移行期限を設定していないこと及び自治体の財政状況を踏まえ、現在使用されている機器の更新時期に260MHz帯へ移行することが適当。

150MHz消防用無線

- ・ 260MHz帯への移行期限を平成28年5月31日とするための制度整備を平成15年10月に実施。



- 移行期限に向け、円滑なシステム移行を促進。

27MHz帯簡易無線、 90MHz帯FMページャー、 400MHz帯AVMサインポスト

- ・ いずれも無線局数が「0局」であり、今後も開設される見込みがない。



- 当該システムに係る周波数分配の削除等が適当。